

薬剤管理指導料算定件数

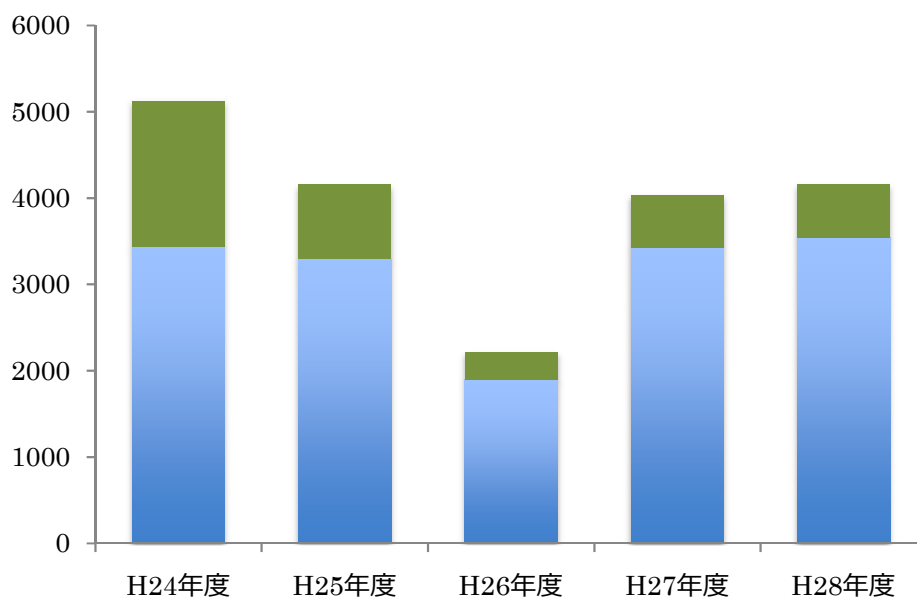
● 項目の解説

薬剤管理指導管理料は、医師の指示に基づき薬剤師が入院患者の服薬指導、服薬支援その他の薬学的管理指導を行うもので、薬剤に関する注意及び効果、副作用等に関する状況把握を含みます。

有効かつ安全な薬物療法が行われていることを担保するものであり、より高い算定件数が望まれています。

● 実績

単位：件、期間：年間



病棟業務においてもチーム医療の担い手として薬剤師の役割は高まっている。

平成 24 年度に「病棟薬剤業務実施加算」を算定し増加したが、

平成 25、26 年度において、薬剤師の減員により大幅に減少した。

平成 27、28 年度には、目標件数に達していないが増加傾向にある。

緑カラムは「特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射されている患者」

青カラムは「上記の患者以外の患者」

● 定義

医科診療報酬点数表における、「B008 薬剤管理指導料(1)(2)(3)」の算定件数です。

薬剤管理指導料(1)は算定していない。

平成 28 年度は、「B008 薬剤管理指導料(1)(2)」を算定している

● 参考資料